

## 協議事項1. 沖縄県地域公共交通協議会規約の制定について

	所属	職名	氏名	規約案について		ご意見・ご質問等
				承認する	承認しない	
有識者	琉球大学	名誉教授	池田 孝之	—	—	—
	琉球大学工学部	准教授	神谷 大介	—	—	—
	東京大学大学院 新領域創成科学研究科	特任教授	中村 文彦	—	—	—
交通利用者	(一社) 沖縄県PTA連合会	事務局長	島 史生	○		特になし
	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	事務局長	高良 正樹	○		
	(公財) 沖縄県老人クラブ連合会	会長	砂川 博紀	○		
	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー	専務理事	真鳥 洋企	○		
交通事業者	那覇バス株式会社	取締役副社長	鹿毛 建造		○	第7条の3の会議の議決方法については、基本的に全会一致を原則とすることを提案いたします。 (事例: 那覇市、うるま市、広島市呉市、岡山県岡山市)
	株式会社琉球バス交通	代表取締役	小川 吾吉		○	
	沖縄バス株式会社	取締役社長	新川 幹雄	○		
	東陽バス株式会社	代表取締役	新入 勝行	○		
	合同会社やんばる急行バス		谷田貝 哲	○		
	株式会社北部観光バス	常務取締役	宮城 敦	○		
	有限会社カリー観光	社長室長	鹿川 幸一郎	○		
	東京バス株式会社	常務取締役	佐藤 智彦	○		
	(一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	会長	東江 一成	○		
	沖縄都市モノレール株式会社	代表取締役社長	渡慶次 道俊	○		
国	内閣府 沖縄総合事務局	開発建設部長	坂井 功	○		
	内閣府 沖縄総合事務局	運輸部長	星 明彦	○		
県	沖縄県	企画部長	金城 敦	○		
	沖縄県	子ども生活福祉部長	宮平 道子	○		
	沖縄県	文化観光スポーツ部長	宮城 嗣吉	○		
	沖縄県	土木建築部長	前川 智宏	○		意見なし
	沖縄県教育庁	教育長	半嶺 満	○		特になし
	沖縄県警察本部	交通部長	安里 準		○	委員は、交通規制のみならず交通の多岐にわたる内容を議論するため、交通部長が望ましい。→規約修正済

協議事項1. 沖縄県地域公共交通協議会規約の制定について

	所属	職名	氏名	規約案について		ご意見・ご質問等
				承認する	承認しない	
市 町 村	那 覇 市	副市長	金城 康也	○		
	宜 野 湾 市	市長	松川 正則	○		
	浦 添 市	副市長	新垣 剛	○		【第10条(経費の負担)】今後市町村 に対する負担金要求の予定はある か。
	名 護 市	市長	渡具知 武豊	○		
	糸 満 市	市長	當銘 真栄	○		特になし
	沖 縄 市	市長	桑江 朝千夫	○		
	豊 見 城 市	市長	徳元 次人	○		特になし
	う る ま 市	副市長	佐久川 篤	○		
	南 城 市	市長	古謝 景春	○		
	国 頭 村	村長	知花 靖	○		
	大 宜 味 村	村長	友寄 景善	○		
	東 村	村長	當山 全伸	○		【第10条(経費の負担)】金額と負担 時期の見込みをお願いします。
	今 帰 仁 村	村長	久田 浩也	○		
	本 部 町	町長	平良 武康	○		
	恩 納 村	村長	長浜 善巳	○		
	宜 野 座 村	村長	當眞 淳	○		
	金 武 町	町長	仲間 一	○		特になし
	読 谷 村	村長	石嶺 傳實	○		
	嘉 手 納 町	町長	當山 宏	○		
	北 谷 町	町長	渡久地 政志	○		
北 中 城 村	村長	比嘉 孝則	○			
中 城 村	村長	浜田 京介	○			
西 原 町	町長	崎原 盛秀	○			
与 那 原 町	町長	照屋 勉	○		特になし	
南 風 原 町	町長	赤嶺 正之	○			
八 重 瀬 町	町長	新垣 安弘	○			

# 沖縄県地域公共交通協議会規約（案）

## （目的）

**第1条** 沖縄県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

## （事務所）

**第2条** 協議会は、事務所を沖縄県那覇市泉崎1-2-2に置く。

## （事業）

**第3条** 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- （2）地域公共交通計画の実施に関すること。
- （3）地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

## （組織）

**第4条** 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

## （会長及び副会長）

**第5条** 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## （協議会の委員）

**第6条** 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- （1）学識経験者
- （2）内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- （3）道路管理者又はその指名する者
- （4）沖縄県警察本部交通部長又はその指名する者
- （5）一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- （6）一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- （7）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- （8）一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- （9）沖縄本島内の市町村及び交通利用者の代表者又はその指名する者
- （10）前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

## （会議）

**第7条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(協議結果の尊重義務)**

**第8条** 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

**(事務局)**

**第9条** 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部交通政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(経費の負担)**

**第10条** 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

**(委任)**

**第11条** この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

**附 則**

- 1 この規約は、令和5年7月18日から施行する。